

## 富山県デジタルによる変革推進条例(仮称)(案)に対する意見募集後の修正点について

いただいたご意見を受け、以下のとおり修正を行いました。

## (修正内容)

県民の皆様は、デジタルを活用した社会経済活動へ参加いただき、デジタルを活用した行政手続等を利用いただくため、県が必要な措置を講じるよう努めることを「県の責務」に追記

	修正前	修正後
県の責務	<p>第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、デジタルによる変革の推進に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、広報活動等を通じて、デジタルによる変革の推進の重要性に関する県民の理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、県政の全ての行政運営において、デジタルによる変革を進めるものとする。</p>	<p>第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、デジタルによる変革の推進に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、広報活動等を通じて、デジタルによる変革の推進の重要性に関する県民の理解を深めるとともに、<u>県民のデジタルの利用等を促進するために必要な措置を講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>3 県は、県政の全ての行政運営において、デジタルによる変革を進めるものとする。</p>

## 【参考】県民の役割

第6条 県民は、人口減少と少子高齢化が進展する中で、サービスの質の維持及び向上、産業競争力の維持及び強化、ゆとりと豊かさを実感できる生活を実現していくためには、デジタルによる変革を推進していくことが重要であることを理解することに努めるとともに、デジタルを活用した社会経済活動への参加やデジタルを活用した行政手続及び行政サービスの積極的な利用に努めるものとする。